

令和 6 年 9 月 20 日

令和 6 年度栃木県議会
第 403 回通常会議議案(1)

令和6年度栃木県議会 第403回通常会議議案（1）目次

第1号議案	令和6年度栃木県一般会計補正予算（第3号）	5
第2号議案	令和6年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	14
第3号議案	令和6年度栃木県電気事業会計補正予算（第1号）	15
第4号議案	令和6年度栃木県水道事業会計補正予算（第1号）	18
第5号議案	令和6年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	20
第6号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正について	22
第7号議案	栃木県手数料条例の一部改正について	32
第8号議案	栃木県体育施設設置及び管理条例の一部改正について	33
第9号議案	認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について	37
第10号議案	栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部改正について	38
第11号議案	栃木県教育委員会委員の任命同意について	39
第12号議案	栃木県公安委員会委員の任命同意について	40
第13号議案	栃木県公害審査会委員の任命同意について	41

第14号議案	工事請負契約の締結について（一般国道408号真岡 I C 南立体（仮称）鋼橋上部工建設工事）	42
第15号議案	工事請負契約の締結について（一級河川巴波川地下捷水路到達立坑建設工事）	43
第16号議案	工事請負契約の締結について（3・4・1号前橋水戸線大橋 P C 橋上部工建設工事）	44
第17号議案	工事請負契約の締結について（栃木県次世代衛星通信設備整備工事）	45
第18号議案	工事請負契約の変更について（県営若草住宅新1号棟新築工事（その1））	46
第19号議案	工事請負契約の変更について（県営若草住宅新1号棟新築工事（その2））	47
第20号議案	工事請負契約の変更について（栃木県子ども総合科学館本館内外部改修工事）	48
第21号議案	訴えの提起について	49
第22号議案	訴えの提起について	50
第23号議案	令和5年度栃木県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	51
第24号議案	令和5年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	52
第25号議案	令和5年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	53
第26号議案	令和5年度栃木県用地造成事業会計未処分利益剰余金の処分について	54
第27号議案	令和5年度栃木県工業用水道事業会計減債積立金の目的外使用について	55
認定第1号	令和5年度栃木県流域下水道事業会計決算の認定について	56
認定第2号	令和5年度栃木県電気事業会計決算の認定について	57
認定第3号	令和5年度栃木県水道事業会計決算の認定について	58

認定第4号	令和5年度栃木県工業用水道事業会計決算の認定について……………	59
認定第5号	令和5年度栃木県用地造成事業会計決算の認定について……………	60
認定第6号	令和5年度栃木県施設管理事業会計決算の認定について……………	61
報告第1号	令和5年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書の報告について……………	62
報告第2号	令和5年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書の報告について……………	64
報告第3号	令和5年度栃木県工業用水道事業会計継続費精算報告書の報告について……………	66
報告第4号	知事の専決処分事項報告について……………	68

第1号議案

令和6年度栃木県一般会計補正予算（第3号）

令和6年度栃木県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,830,490千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ944,209,740千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加、変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和6年9月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		3,548,907	8,585	3,557,492
	1 負担金	3,548,907	8,585	3,557,492
9 国庫支出金		93,712,455	3,509,223	97,221,678
	1 国庫負担金	46,175,542	53,333	46,228,875
	2 国庫補助金	46,290,965	3,455,890	49,746,855
12 繰入金		39,562,773	80,000	39,642,773
	2 基金繰入金	39,301,678	80,000	39,381,678
13 繰越金		1,229,250	683,707	1,912,957
	1 繰越金	1,229,250	683,707	1,912,957
14 諸収入		163,684,125	2,597,975	166,282,100
	3 貸付金元利収入	148,109,995	2,594,700	150,704,695
	6 雑収入	2,730,299	3,275	2,733,574
15 県債		64,500,000	2,951,000	67,451,000

	1 県	債	64,500,000	2,951,000	67,451,000	
歳	入	合	計	934,379,250	9,830,490	944,209,740

歳入歳出予算

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		40,890,292	419,420	41,309,712
	2 企 画 費	4,828,931	388,560	5,217,491
	5 選 挙 費	894,278	30,860	925,138
3 民 生 費		113,468,283	472,297	113,940,580
	1 社 会 福 祉 費	65,751,830	390,400	66,142,230
	2 児 童 福 祉 費	41,576,415	81,897	41,658,312
4 衛 生 費		74,648,053	642,967	75,291,020
	1 公 衆 衛 生 費	36,018,346	262,638	36,280,984
	4 医 薬 費	25,901,111	380,329	26,281,440
5 労 働 費		2,052,523	30,000	2,082,523
	1 労 政 費	426,952	30,000	456,952
6 農 林 水 産 業 費		38,701,195	784,089	39,485,284
	1 農 業 費	11,647,526	16,330	11,663,856
	2 畜 産 業 費	4,531,776	679,464	5,211,240

	3 農 地 費	10,941,156	19,012	10,960,168
	4 林 業 費	10,597,122	62,716	10,659,838
	5 水 産 業 費	924,069	6,567	930,636
7 商 工 費		153,707,492	3,145,700	156,853,192
	1 商 工 費	152,299,167	3,145,700	155,444,867
8 土 木 費		78,795,138	4,202,967	82,998,105
	1 土 木 管 理 費	4,435,727	6,000	4,441,727
	2 道 路 橋 り よ う 費	41,538,260	3,146,967	44,685,227
	3 河 川 費	21,965,886	1,050,000	23,015,886
9 警 察 費		46,426,686	40,197	46,466,883
	2 警 察 活 動 費	1,379,928	40,197	1,420,125
10 教 育 費		178,924,838	92,853	179,017,691
	1 教 育 総 務 費	24,724,648	11,986	24,736,634
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,216,016	80,867	15,296,883
歳 出 合 計		934,379,250	9,830,490	944,209,740

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路保全事業費(補助)	321,488
		道路保全事業費(県単)	1,200,000
		快適で安全な道づくり事業費(補助)	4,647,000
		快適で安全な道づくり事業費(県単)	260,000
	3 河川費	安全な川づくり事業費(補助)	6,135,000
		ダム施設保全事業費(補助)	25,000
		砂防施設づくり事業費(補助)	186,000
	4 都市計画費	土地区画整理事業助成費(補助)	181,814
		街路づくり事業費(補助)	1,735,000
	5 住宅費	県営住宅整備事業費(補助)	158,000
10 教育費	4 高等学校費	高等学校校舎等維持管理費	2,452,956
	5 特別支援学校費	特別支援学校校舎等維持管理費	486,364

第3表 債務負担行為補正

変更

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
安全な川づくり事業（補助）	令和7年度から 令和8年度まで	2,650,000	令和7年度から 令和8年度まで	3,950,000

第4表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単治山事業費	161,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	211,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
国庫補助道路事業費	10,372,000	同上	同上	同上	11,356,000	同上	同上	同上
地方道路等整備事業費	13,100,000	同上	同上	同上	13,910,000	同上	同上	同上
河川等整備事業費	4,450,000	同上	同上	同上	5,495,000	同上	同上	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地域活性化事業費	347,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	350,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
学校施設整備費	4,064,000	同 上	同 上	同 上	4,123,000	同 上	同 上	同 上

第2号議案

令和6年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度栃木県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和6年度栃木県流域下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度鬼怒川上流流域 下水道建設費（中央処理区）	令和7年度	744,000千円

令和6年9月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第3号議案

令和6年度栃木県電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度栃木県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度栃木県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
2 主要な建設改良事業			
深山発電所建設事業 事業費	627,807千円	140,985千円	768,792千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 電気事業費用	3,257,000千円	△ 4,620千円	3,252,380千円
第1項 営業費用	3,028,884千円	9,015千円	3,037,899千円
第3項 事業外費用	189,446千円	△ 13,635千円	175,811千円

第6号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年栃木県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
1 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	1 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2～7 略		2～7 略	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	

執行機関	事務	特定個人情報
1・2 略		
3 知事	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4～7 略		

執行機関	事務	特定個人情報
1・2 略		
3 知事	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金_____の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4～7 略		

第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第19条第11号の規定に基づき、個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の利用及び特定個人情報（法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる県の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステム（法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）を使用して他の個人番号利用事務実施者（同条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をい</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第19条第11号の規定に基づき、個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の利用及び特定個人情報（法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる県の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステム（法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）を使用して他の個人番号利用事務実施者（同条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をい</p>

う。) から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

3・4 略

う。) から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

3・4 略

第3条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
1 略		<u>1 知事</u>	<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>
		2 略	
		<u>3 知事又は教育委員会</u>	<u>高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)(特別支援学校の高等部を除く。)に在学する生徒又は学生の保護者等(同法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務(以下「奨学のための給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの</u>
		<u>4 知事又は教育委員会</u>	<u>高等学校等を退学した後、再び県内の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。)に相当する支援金の支給に関する事務</u>

(以下「高等学校等学び直し支援金支給事務」という。)であって規則で定めるもの

2～4 略

5～7 略

別表第2 (第2条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務(以下「生活保護実施等事務」という。)であって規則で定めるもの	(1) 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。) (特別支援学校の高等部を除く。)に在学する生徒又は学生の保護者等(同法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する情報(以下「奨学のための給付金支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 高等学校等を退学した後、再び県内の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。)に相当する支援金の支給に関する情報(以下「高等学校

別表第2 (第2条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	生活保護法_____に よる保護の決定及び 実施又は徴収金の徴 収に関する事務(以 下「生活保護実施等 事務」という。)で あって規則で定める もの	(1) 高等学校等_____に _____ _____ _____ _____ _____ (特別支援学 校の高等部を除く。)に 在学する生徒又は学生の 保護者等_____ _____ _____に対する奨学のため の給付金の支給に関する 情報(以下「奨学のため の給付金支給関係情 報」という。)であって 規則で定めるもの (2) 高等学校等を退学した 後、再び県内の高等学校 等で学び直す者に対する 就学支援金_____ _____ _____ _____に相当 する支援金の支給に関する 情報(以下「高等学校

		等学び直し支援金支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの			等学び直し支援金支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 知事	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護実施等事務」という。）であって規則で定めるもの		2 知事	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護実施等事務」という。）であって規則で定めるもの	<u>(1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>(3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> <u>(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する</u>

情報であって規則で定めるもの

(6) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(7) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(8) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(9) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給に関する情報であって規則で定

					めるもの (10) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> (11) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> (12)・(13) 略
3 知事	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1)・(2) 略	略	3 知事	児童福祉法_____に _____による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
4 略			4 略		
5 知事	ひとり親高等学校卒業程度認定試験給付金支給事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの	略	5 知事	ひとり親高等学校卒業程度認定試験給付金支給事務であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報_____ _____ _____であって規則で定めるもの
6 知事又は教育委員会	高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に	略	略	6 知事又は教育委員会	奨学のための給付金支給事務_____ _____ _____ _____

	関する事務であって規則で定めるもの	
7 知事又は教育委員会	高等学校等を退学した後、再び県内の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略

	_____であって規則で定めるもの	
7 知事又は教育委員会	高等学校等学び直し支援金支給事務 であって規則で定めるもの	略

別表第3 (第3条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	略		
2	知事 外国人生活保護実施等事務であって規則で定めるもの	教育委員会	(1)～(3) 略
3～5	略		

別表第3 (第3条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	略		
2	知事 外国人生活保護実施等事務であって規則で定めるもの	教育委員会	(1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの (2) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの (3)～(5) 略
3～5	略		

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正)

第4条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例(平成20年栃木県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1・2 略</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 <u>私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生の保護者等（同法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>2 <u>高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>3 <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>4・5 略</p>

第5条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">知事以外の執行機関</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> </tr> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 略</td> <td></td> </tr> </table>	知事以外の執行機関	事 務	1 略		2 略		<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">知事以外の執行機関</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> </tr> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 教育委員会</td> <td><u>国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td>3 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 教育委員会</td> <td><u>高等学校等を退学した後、再び県内の県立の高等学校で学び直す者に対する就学支援金に相当</u></td> </tr> </table>	知事以外の執行機関	事 務	1 略		2 教育委員会	<u>国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	3 略		4 教育委員会	<u>高等学校等を退学した後、再び県内の県立の高等学校で学び直す者に対する就学支援金に相当</u>
知事以外の執行機関	事 務																
1 略																	
2 略																	
知事以外の執行機関	事 務																
1 略																	
2 教育委員会	<u>国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>																
3 略																	
4 教育委員会	<u>高等学校等を退学した後、再び県内の県立の高等学校で学び直す者に対する就学支援金に相当</u>																

3・4 略	5・6 略	する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
-------	-------	----------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第5条の規定は、規則で定める日から施行する。

第7号議案

栃木県手数料条例の一部改正について

栃木県手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月20日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）		別表第1（第2条、第3条、第5条関係）	
事 務	金 額	事 務	金 額
1～422 略		1～422 略	
422の2 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定	略	422の2 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定	略
423～517 略		423～517 略	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第 8 号議案

栃木県体育施設設置及び管理条例の一部改正について

栃木県体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 20 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

栃木県条例第 号

栃木県体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

栃木県体育施設設置及び管理条例（平成 5 年栃木県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 7 栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用料金の基準額の部(1)運動施設の款イ専用利用の場合の項(ウ)野球場（本球場）の表を次のように改める。

(ウ) 野球場（本球場）

利用区分		利用時間	午前 8 時 30 分 から 正 午 ま で	正 午 か ら 午後 6 時 ま で	午前 8 時 30 分 から 午後 6 時 ま で	午後 6 時 から 午後 9 時 ま で
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合		6,520円	10,100円	14,500円	7,560円
	入場料を徴収する場合		16,300円	25,200円	36,200円	18,900円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合		16,300円	25,200円	36,200円	18,900円
	入場料を徴収する場合		163,000円	252,000円	362,000円	189,000円

別表 7 栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用料金の基準額の部(2)会議室の款ア陸上競技場の会議室の項及びイ第 2 陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート及び多目的広場（投てき場）の会議室の項を次のように改める。

ア 陸上競技場及び野球場（本球場）の会議室

施設区分		利用時間	午前 8 時 30 分 から 正 午 ま で	正 午 か ら 午後 6 時 ま で	午前 8 時 30 分 から 午後 6 時 ま で	午後 6 時 から 午後 9 時 ま で
	会 議 室 1		3,230円	4,030円	6,970円	4,030円
	会 議 室 2		2,280円	2,790円	4,820円	2,790円

陸上競技場	会議室 3	2,280円	2,790円	4,820円	2,790円
	会議室 4	2,280円	2,790円	4,820円	2,790円
	会議室 5	3,230円	4,030円	6,970円	4,030円
	会議室 6	3,230円	4,030円	6,970円	4,030円
	会議室 7	2,280円	2,790円	4,820円	2,790円
	会議室 8	2,280円	2,790円	4,820円	2,790円
	会議室 9	2,280円	2,790円	4,820円	2,790円
	会議室 10	1,330円	1,550円	2,680円	1,550円
野球場 (本球場)	会議室	1,330円	1,550円	2,680円	1,550円

イ 第2陸上競技場、サッカー・ラグビー場、テニスコート及び多目的広場（投てき場）の会議室

施設区分		利用時間		
		午前 8 時 30 分から正午まで	正午 から 午後 6 時 まで	午前 8 時 30 分から午後 6 時まで
第 2 陸上 競技場	会議室	3,230円	4,030円	6,970円
サッカー・ ラグビー場	会議室	1,330円	1,550円	2,680円
テニスコート	会議室	3,230円	4,030円	6,970円
多目的広場 (投てき場)	会議室	2,280円	2,790円	4,820円

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第10条関係） 1～6 略 7 栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用料金の基準額 (1)～(7) 略 備考	別表（第10条関係） 1～6 略 7 栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用料金の基準額 (1)～(7) 略 備考

1・2 略

3 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後9時後に陸上競技場、野球場（本球場）、トレーニング室若しくはテニスコートを専用利用する場合又は陸上競技場若しくは野球場（本球場）の会議室若しくはラウンジを利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前8時30分前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 陸上競技場、野球場（本球場）、トレーニング室並びに陸上競技場及び野球場（本球場）の会議室 午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から正午までにつき定められている利用料金の基準額の7分の2に相当する額、午後9時後の利用にあつては午後6時から午後9時までにつき定められている利用料金の基準額の3分の1に相当する額

(2)・(3) 略

4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に第2陸上競技場、野球場A、野球場B、野球場C、ウォームアップ場、サッカー・ラグビー場、相撲場、多目的広場（投てき場）若しくは多目的広場（クレイ）（以下「第2陸上競技場等」という。）を専用利用する場合又は第2陸上競技場、サッカー・ラグビー場、テニスコート若しくは多目的広場（投てき場）の会議室を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前8時30分前又は午後6時後の利用時間1時間につき、午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から正午までにつき定められている利用料金の基準額の7分の2に相当する額、午後6時後の利用にあつては正午から午後6時までにつき定められている利用料金の基準額の6分の1に相当する額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

5 略

6 高校生等以下の者が陸上競技場、第2陸上競技場等、野球場（本球場）、トレーニング室、テニスコート若しくは武道館を専

1・2 略

3 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後9時後に陸上競技場、トレーニング室若しくはテニスコートを専用利用する場合又は陸上競技場の会議室若しくはラウンジを利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前8時30分前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 陸上競技場、トレーニング室及び陸上競技場の会議室 午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から正午までにつき定められている利用料金の基準額の7分の2に相当する額、午後9時後の利用にあつては午後6時から午後9時までにつき定められている利用料金の基準額の3分の1に相当する額

(2)・(3) 略

4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に第2陸上競技場、野球場（本球場）、野球場A、野球場B、野球場C、ウォームアップ場、サッカー・ラグビー場、相撲場、多目的広場（投てき場）若しくは多目的広場（クレイ）（以下「第2陸上競技場等」という。）を専用利用する場合又は第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート若しくは多目的広場（投てき場）の会議室を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前8時30分前又は午後6時後の利用時間1時間につき、午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から正午までにつき定められている利用料金の基準額の7分の2に相当する額、午後6時後の利用にあつては正午から午後6時までにつき定められている利用料金の基準額の6分の1に相当する額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

5 略

6 高校生等以下の者が陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニング室、テニスコート若しくは武道館を専

用利用する場合又は陸上競技場、第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート、多目的広場（投てき場）、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の基準額は、この表及び前3項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

7・8 略

9 入場料を徴収して陸上競技場、第2陸上競技場等、野球場（本球場）、トレーニング室、テニスコート又は武道館を専用利用する者が当該専用利用に際し陸上競技場、第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート、多目的広場（投てき場）、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室又は附属設備及び器具を利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の利用料金の基準額は、この表及び第3項から第6項までに定める額に2を乗じて得た額とする。

8 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

用利用する場合又は陸上競技場、第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート、多目的広場（投てき場）、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の基準額は、この表及び前3項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

7・8 略

9 入場料を徴収して陸上競技場、第2陸上競技場等_____、トレーニング室、テニスコート又は武道館を専用利用する者が当該専用利用に際し陸上競技場、第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート、多目的広場（投てき場）、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室又は附属設備及び器具を利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の利用料金の基準額は、この表及び第3項から第6項までに定める額に2を乗じて得た額とする。

8 略

第9号議案

認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について

認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年栃木県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 職員配置</p> <p>(1) 認定こども園に置く教育及び保育に従事する者の数は、次に掲げるとおりとすること。ただし、常時2人を下回らないこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね<u>15人</u>につき1人以上</p> <p>エ 満4歳以上の子どもおおむね<u>25人</u>につき1人以上</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>備考 略</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 職員配置</p> <p>(1) 認定こども園に置く教育及び保育に従事する者の数は、次に掲げるとおりとすること。ただし、常時2人を下回らないこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね<u>20人</u>につき1人以上</p> <p>エ 満4歳以上の子どもおおむね<u>30人</u>につき1人以上</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>備考 略</p>

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の認定こども園の認定の要件を定める条例別表の1の項(1)ウ及びエの規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の認定こども園の認定の要件を定める条例別表の1の項(1)ウ及びエの規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

第10号議案

栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部改正について

栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月20日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部を改正する条例

栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例（平成25年栃木県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げるいずれかの計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第21項</u>に規定する特定認証紛争解決事業者が行う<u>同条第22項</u>に規定する特定認証紛争解決手続きに基づき策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げるいずれかの計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第20項</u>に規定する特定認証紛争解決事業者が行う<u>同条第21項</u>に規定する特定認証紛争解決手続きに基づき策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(4)～(6) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第11号議案

栃木県教育委員会委員の任命同意について

栃木県教育委員会委員として、次の者の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和6年9月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

尾崎 宗 範

板橋 信 行

第12号議案

栃木県公安委員会委員の任命同意について

栃木県公安委員会委員として、次の者の任命について、警察法（昭和29年法律第162号）第39条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年9月20日提出

栃木県知事 福田 富一

佐藤 千鶴子

第13号議案

栃木県公害審査会委員の任命同意について

栃木県公害審査会委員として、次の者の任命について、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第16条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年9月20日提出

栃木県知事 福田 富一

青	井	芳	夫
池	口	厚	男
海	野	寿	康
片	山	辰	郎
田	島	二三	夫
瀧	本	家	康
根	本	智	子
藤	田	明	子
藤	田	朋	恵
松	本	泰	尚
渡	邊	美	樹
和	地	郁	枝

第14号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和6年9月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 工事施工箇所 真岡市長田
- 2 工 事 名 一般国道408号真岡 I C南立体（仮称）鋼橋上部工建設工事
- 3 契 約 者 栃木県知事 福田 富一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 897,600,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 大田原市下石上1780番地
川田・古河特定建設工事共同企業体
代表者 川田工業株式会社栃木営業所 所長 高橋 剛

第15号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和6年9月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 工事施工箇所 栃木市大町
- 2 工 事 名 一級河川巴波川地下捷水路到達立坑建設工事
- 3 契 約 者 栃木県知事 福田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 597,300,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 宇都宮市元今泉4丁目16番12号

オリエンタル白石・野澤特定建設工事共同企業体

代表者 オリエンタル白石株式会社栃木営業所 所長 菊 地 裕 一

第16号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和6年9月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 工事施工箇所 佐野市大橋町
- 2 工 事 名 3・4・1号前橋水戸線大橋PC橋上部工建設工事
- 3 契 約 者 栃木県知事 福田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 条件付き一般競争入札
- 5 契 約 金 額 712,800,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 大田原市上石上1848番地

川田・桜岡特定建設工事共同企業体

代表者 川田建設株式会社栃木営業所 所長 藤 本 勝 夫

第17号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和6年9月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 工事施工箇所 宇都宮市塙田1丁目ほか
- 2 工 事 名 栃木県次世代衛星通信設備整備工事
- 3 契 約 者 栃木県知事 福田 富一
- 4 契 約 の 方 法 条件付き一般競争入札
- 5 契 約 金 額 1,302,400,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 宇都宮市馬場通り2丁目1番1号

日本電気株式会社宇都宮支店 支店長 中野 隆史

第18号議案

工事請負契約の変更について

令和5年度栃木県議会第397回通常会議において、第14号議案として議決を経た工事請負契約（県営若草住宅新1号棟新築工事（その1））の一部について、次のとおり変更する。

令和6年9月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を1,517,835,000円とする。

第19号議案

工事請負契約の変更について

令和5年度栃木県議会第397回通常会議において、第15号議案として議決を経た工事請負契約（県営若草住宅新1号棟新築工事（その2））の一部について、次のとおり変更する。

令和6年9月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を768,383,000円とする。

第20号議案

工事請負契約の変更について

令和5年度栃木県議会第398回通常会議において、第15号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県子ども総合科学館本館内外部改修工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和6年9月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を974,270,000円とする。

第21号議案

訴えの提起について

栃木県新型コロナウイルスPCR等検査無料化事業交付金の交付決定取消に伴う返還金等の支払を求めて、次のとおり訴えを提起する。

令和6年9月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

1 被告の住所及び氏名

東京都新宿区北新宿1丁目4番7号 株式会社メディトランセ 代表取締役 加 藤 篤 彦

2 請求の趣旨

- (1) 被告に対し、返還金47,296,500円並びにこれに対する受領の日から支払済みまで年1割9厘5毛の割合による加算金及び納付期限の翌日から支払済みまで年1割9厘5毛の割合による延滞金の支払を求める。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- (3) 第1号について仮執行の宣言を求める。

第22号議案

訴えの提起について

栃木県新型コロナウイルスPCR等検査無料化事業交付金の交付決定取消に伴う返還金等の支払を求めて、次のとおり訴えを提起する。

令和6年9月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

1 被告の住所及び氏名

埼玉県さいたま市大宮区桜木町2丁目3番地大宮マルイ7階

一般社団法人日本メディカルエステ協会 代表理事 福 田 愛 美

2 請求の趣旨

- (1) 被告に対し、返還金36,548,700円並びにこれに対する受領の日から支払済みまで年1割9厘5毛の割合による加算金及び納付期限の翌日から支払済みまで年1割9厘5毛の割合による延滞金の支払を求める。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- (3) 第1号について仮執行の宣言を求める。

第23号議案

令和5年度栃木県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度栃木県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年9月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

令和5年度栃木県流域下水道事業会計未処分利益剰余金448,540,864円を利益積立金に積み立てるものとする。

（令和5年度栃木県流域下水道事業会計決算書は別冊）

第24号議案

令和5年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年9月20日提出

栃木県知事 福田 富一

令和5年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金375,525,011円のうち108,017,147円を建設改良積立金に積み立て、267,507,864円を資本金に組み入れるものとする。

（令和5年度栃木県水道事業会計決算書は別冊）

第25号議案

令和5年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年9月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

令和5年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金274,890,431円のうち142,000,000円を利益積立金に、48,576,307円を建設改良積立金に、62,245,804円を長期借入金償還積立金に積み立て、22,068,320円を資本金に組み入れるものとする。

（令和5年度栃木県工業用水道事業会計決算書は別冊）

第26号議案

令和5年度栃木県用地造成事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度栃木県用地造成事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年9月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

令和5年度栃木県用地造成事業会計未処分利益剰余金99,100,010円を利益積立金に積み立てるものとする。

（令和5年度栃木県用地造成事業会計決算書は別冊）

第27号議案

令和5年度栃木県工業用水道事業会計減債積立金の目的外使用について

令和5年度栃木県工業用水道事業会計減債積立金の目的外使用について、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第24条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年9月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

令和5年度栃木県工業用水道事業会計減債積立金257,342円を未処分利益剰余金に振り替えるものとする。

（令和5年度栃木県工業用水道事業会計決算書は別冊）

認定第1号

令和5年度栃木県流域下水道事業会計決算の認定について

令和5年度栃木県流域下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和6年9月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

(令和5年度栃木県流域下水道事業会計決算書及び令和5年度栃木県流域下水道事業会計決算審査意見書は別冊)

認定第2号

令和5年度栃木県電気事業会計決算の認定について

令和5年度栃木県電気事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和6年9月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

(令和5年度栃木県電気事業会計決算書及び令和5年度栃木県電気事業会計決算審査意見書は別冊)

認定第3号

令和5年度栃木県水道事業会計決算の認定について

令和5年度栃木県水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和6年9月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

(令和5年度栃木県水道事業会計決算書及び令和5年度栃木県水道事業会計決算審査意見書は別冊)

認定第4号

令和5年度栃木県工業用水道事業会計決算の認定について

令和5年度栃木県工業用水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和6年9月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

(令和5年度栃木県工業用水道事業会計決算書及び令和5年度栃木県工業用水道事業会計決算審査意見書は別冊)

認定第5号

令和5年度栃木県用地造成事業会計決算の認定について

令和5年度栃木県用地造成事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和6年9月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

(令和5年度栃木県用地造成事業会計決算書及び令和5年度栃木県用地造成事業会計決算審査意見書は別冊)

認定第6号

令和5年度栃木県施設管理事業会計決算の認定について

令和5年度栃木県施設管理事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和6年9月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

(令和5年度栃木県施設管理事業会計決算書及び令和5年度栃木県施設管理事業会計決算審査意見書は別冊)

報告第1号

令和5年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書の報告について

令和5年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年9月20日

栃木県知事 福田 富 一

企経第80号

令和6年5月31日

栃木県知事 福田 富 一 様

栃木県知事 福田 富 一

令和5年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書の提出について

令和5年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書を地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

(別紙)

令和5年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画						実 績						比 較					
				年割額	左 の 財 源 内 訳					支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳					年割額 と支払 義務発生 額の差	左 の 財 源 内 訳				
					企業債	国庫 補助金	負担金	建設改良 積立金	損益勘定 留保資金		企業債	国庫 補助金	負担金	建設改良 積立金	損益勘定 留保資金		企業債	国庫 補助金	負担金	建設改良 積立金	損益勘定 留保資金
1	資本的 支出	1 建設 改良費	川治第一 発電所 屋外機器 更新工事	4	円 122, 320,000	円	円	円	円 122, 320,000	円	円	円	円	円	円 122, 320,000	円	円	円	円	円 122, 320,000	
				5	円 89, 099,000				円 89, 099,000	円 149, 050,000				円 149, 050,000	円 △59, 951,000					円 △59, 951,000	
				計	円 211, 419,000				円 211, 419,000	円 149, 050,000				円 149, 050,000	円 62, 369,000					円 62, 369,000	

報告第2号

令和5年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書の報告について

令和5年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年9月20日

栃木県知事 福田 富 一

企経第81号

令和6年5月31日

栃木県知事 福田 富 一 様

栃木県知事 福田 富 一

令和5年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書の提出について

令和5年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書を地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

(別紙)

令和5年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較						
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳				年割額 と支払 義務発生 額の差	左 の 財 源 内 訳					
					企業債 補助金	国庫 補助金	負担金	建設改良 積立金		損益勘定 留保資金	企業債 補助金	国庫 補助金	負担金		建設改良 積立金	損益勘定 留保資金	企業債 補助金	国庫 補助金	負担金	建設改良 積立金
1	資本的 支出	1 建設 改良費	1 系排水 処理池 汚泥掻寄 機更新工 事	3	24, 646,000				24, 646,000						24, 646,000					24, 646,000
				4	36, 969,000			30, 000,000	6, 969,000	588,000					36, 381,000				30, 000,000	6, 381,000
				5					55, 212,162				30, 000,000	25, 212,162	△55, 212,162				△30, 000,000	△25, 212,162
				計	61, 615,000			30, 000,000	31, 615,000	55, 800,162				30, 000,000	25, 800,162	5, 814,838				5, 814,838

報告第3号

令和5年度栃木県工業用水道事業会計継続費精算報告書の報告について

令和5年度栃木県工業用水道事業会計継続費精算報告書を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年9月20日

栃木県知事 福田 富 一

企経第82号

令和6年5月31日

栃木県知事 福田 富 一 様

栃木県知事 福田 富 一

令和5年度栃木県工業用水道事業会計継続費精算報告書の提出について

令和5年度栃木県工業用水道事業会計継続費精算報告書を地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

(別紙)

令和5年度栃木県工業用水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較						
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳				年割額 と支払 義務発生 額の差	左 の 財 源 内 訳					
					企業債 補助金	国庫 補助金	負担金	建設改良 積立金		損益勘定 留保資金	企業債 補助金	国庫 補助金	負担金		建設改良 積立金	損益勘定 留保資金	企業債 補助金	国庫 補助金	負担金	建設改良 積立金
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的 支出	1 建設 改良費	1系排水 処理池 汚泥掻寄 機更新工 事	3	34, 040,000			34, 040,000								34, 040,000				34, 040,000	
			4	51, 061,000			51, 061,000			812,000				812,000	50, 249,000				50, 249,000	
			5						76, 283,876					76, 283,876	△76, 283,876				△76, 283,876	
			計	85, 101,000			85, 101,000			77, 095,876				77, 095,876	8, 005,124				8, 005,124	

報告第4号

知事の専決処分事項報告について

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月20日

栃木県知事 福田 富一

- 1 専決処分第15号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 2 専決処分第16号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 3 専決処分第17号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 4 専決処分第18号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 5 専決処分第19号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 6 専決処分第20号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 7 専決処分第21号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 8 専決処分第22号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 9 専決処分第23号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 10 専決処分第24号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 11 専決処分第25号 損害賠償の額の決定及び和解について

- | | | |
|----|----------|-------------------|
| 12 | 専決処分第26号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 13 | 専決処分第27号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 14 | 専決処分第28号 | 工事請負契約の変更について |
| 15 | 専決処分第29号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 16 | 専決処分第30号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 17 | 専決処分第31号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 18 | 専決処分第32号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 19 | 専決処分第33号 | 工事請負契約の変更について |
| 20 | 専決処分第34号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 21 | 専決処分第35号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 22 | 専決処分第36号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 23 | 専決処分第37号 | 工事請負契約の変更について |
| 24 | 専決処分第38号 | 工事請負契約の変更について |
| 25 | 専決処分第39号 | 工事請負契約の変更について |
| 26 | 専決処分第40号 | 工事請負契約の変更について |
| 27 | 専決処分第41号 | 工事請負契約の変更について |

- 28 専決処分第42号 訴えの提起について
- 29 専決処分第43号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 30 専決処分第44号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 31 専決処分第45号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 32 専決処分第46号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決処分第15号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和5年11月11日の宇都宮市今泉町地内における交通事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 75,109円

2 相手方の住所及び氏名

宇都宮市下岡本町4527番地8 ユーイングハウス金井台C103

青 谷 翼

令和6年5月29日

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

専決処分第16号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年2月16日の茨城県ひたちなか市新光町地内における交通事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 27,500円

2 相手方の住所及び氏名

茨城県ひたちなか市新光町605番地16 自動車安全運転センター安全運転中央研修所 所長 原 幸太郎

令和6年5月29日

栃木県知事 福田 富一

専決処分第17号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年1月14日の宇都宮市御幸本町地内における交通事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 62,880円

2 相手方の住所及び氏名

日光市塩野室町1386番地1 和代政一

令和6年5月30日

栃木県知事 福田 富一

専決処分第18号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年1月26日の栃木市泉町地内における交通事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 3,104円

2 相手方の住所及び氏名

栃木市平柳町1丁目37番9号 佐 山 は る

親権者・父

栃木市平柳町1丁目37番9号 佐 山 雄 太

令和6年5月30日

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

専決処分第19号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年1月5日の足利市大前町地内における交通事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 81,171円

2 相手方の住所及び氏名

足利市千歳町47番地 赤坂純子

令和6年5月31日

栃木県知事 福田富一

専決処分第20号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和5年6月17日の一般国道293号那須郡那珂川町三輪地内における落下物による事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 416,162円

2 相手方の住所及び氏名

那須郡那珂川町小川3457番地11 瀧澤美雪

宇都宮市泉町6番20号宇都宮D I ビル5F

三井住友海上火災保険株式会社関東甲信越本部関東甲信越損害サポート第一部宇都宮保険金お支払センター 所長 印南貴弘

令和6年6月3日

栃木県知事 福田富一

専決処分第21号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年1月22日の県道藤原塩原線日光市藤原地内における道路障害物による事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 418,758円

2 相手方の住所及び氏名

東京都西多摩郡日の出町大字平井703番地8

會 田 真 輔

令和6年6月3日

栃木県知事 福 田 富 一

専決処分第22号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年2月26日の県道栃木佐野線栃木市小野口町地内における路面欠損による事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 25,470円

2 相手方の住所及び氏名

栃木市箱森町22番46号ソレイユ・ウッドボックスA202

大 貫 真 広

令和6年6月3日

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

専決処分第23号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和5年12月11日の一般国道352号河内郡上三川町大字下蒲生地内における路面欠損による事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 94,864円

2 相手方の住所及び氏名

下野市下石橋507番地14 加藤正輝

令和6年6月4日

栃木県知事 福田富一

専決処分第24号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和5年12月17日の県道宇都宮那須烏山線宇都宮市上大曾町地内における段差による事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 27,500円

2 相手方の住所及び氏名

塩谷郡高根沢町大字上高根沢2094番地1 川 俣 修 一

令和6年6月4日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第25号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年1月11日の小山市大字雨ヶ谷地内における交通事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 42,499円

2 相手方の住所及び氏名

小山市西城南6丁目4番地14プリマベール201号室

檜村剛志

令和6年6月5日

栃木県知事 福田富一

専決処分第26号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和5年12月11日の宇都宮市元今泉4丁目地内における交通事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 589,266円

2 相手方の住所及び氏名

宇都宮市東宿郷1丁目6番12号ビッグ・ビー宇都宮5階

住友ゴム工業株式会社宇都宮事業所 事業所長 長 尾 壮 一

令和6年6月12日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第27号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年2月27日の日光市塩野室町地内における物損事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 858,000円

2 相手方の住所及び氏名

宇都宮市鶴田町3146センターヴィレッジ102

関東石匠株式会社 代表取締役 八 塚

努

令和6年6月14日

栃木県知事

福

田

富

一

専決処分第28号

工事請負契約の変更について

令和5年度栃木県議会第398回通常会議において、第16号議案として議決を経た工事請負契約（主要地方道西那須野那須線那珂川橋（仮称）下部工建設工事その2）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を597,652,000円とする。

令和6年7月3日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第29号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年3月21日の一般国道400号那須塩原市太夫塚1丁目地内における落下物による事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 140,623円

2 相手方の住所及び氏名

大田原市倉骨69番地 内 田 竜 一

令和6年7月5日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第30号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年3月23日の日光市今市地内における交通事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 136,807円

2 相手方の住所及び氏名

佐野市水木町306番地2 松 崎 京 子

令和6年7月11日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第31号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年3月17日の県道桐生岩舟線佐野市浅沼町地内における路面欠損による事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 22,680円

2 相手方の住所及び氏名

鹿沼市久野1080番地4 大 柿 勝 志

令和6年7月12日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第32号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年2月22日の宇都宮市本町地内における交通事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 89,594円

2 相手方の住所及び氏名

埼玉県さいたま市大宮区桜木町3丁目181番地2

株式会社エイエスシー 代表取締役 勝 又 健 盛

愛知県一宮市萩原町富田方字柳原19

山 田 明 里

令和6年7月16日

栃木県知事 福 田 富 一

専決処分第33号

工事請負契約の変更について

令和5年度栃木県議会第398回通常会議において、第16号議案として議決を経た工事請負契約（主要地方道西那須野那須線那珂川橋（仮称）下部工建設工事その2）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を607,827,000円とする。

令和6年7月17日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第34号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年4月24日の那須烏山市大金地内における交通事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 625,220円

2 相手方の住所及び氏名

那須烏山市岩子4番1 関 口 綾 香

令和6年7月26日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第35号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和5年10月26日の宇都宮市徳次郎町地内における交通事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 1,167,703円

2 相手方の住所及び氏名

宇都宮市若松原2丁目3番17号ミヤビタウンB102

石 田

慧

令和6年8月16日

栃木県知事

福 田 富 一

専決処分第36号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年1月26日の栃木市泉町地内における交通事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 585,757円

2 相手方の住所及び氏名

栃木市平柳町1丁目37番9号 佐 山 は る

親権者・父

栃木市平柳町1丁目37番9号 佐 山 雄 太

令和6年8月16日

栃木県知事 福 田 富 一

専決処分第37号

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第388回臨時会議において、第2号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立足利高等学校新校校舎新築工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を2,216,698,000円とする。

令和6年8月19日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第38号

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第388回臨時会議において、第3号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立足利高等学校新校校舎ほか新築電気設備工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を633,160,000円とする。

令和6年8月19日

栃木県知事 福田 富一

専決処分第39号

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第388回臨時会議において、第4号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立足利高等学校新校校舎ほか新築機械設備工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を796,345,000円とする。

令和6年8月19日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第40号

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第388回臨時会議において、第5号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立足利高等学校新校体育館新築工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を1,758,152,000円とする。

令和6年8月19日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第41号

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第391回通常会議において、第56号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立足利高等学校新校図書館棟ほか新築工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を558,547,000円とする。

令和6年8月19日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第42号

訴えの提起について

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払等を求めて、次のとおり訴えを提起する。

1 被告の住所及び氏名

鹿沼市坂田山2丁目132番県営坂田山住宅2号棟42号室 安 形 正 行

2 請求の趣旨

- (1) 被告に対し、次の表に掲げる県営住宅の明渡し並びに同表に掲げる滞納家賃の支払及び明渡請求を受けた日の翌日から明渡日までの家賃に相当する額の損害賠償金の支払を求める。

明渡しを求める住宅	県営坂田山住宅2号棟42号室
滞 納 家 賃	998,200円

- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- (3) 第1号について仮執行の宣言を求める。

令和6年8月19日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第43号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年3月29日の県道下高根沢氷室線芳賀郡芳賀町大字東水沼地内における側溝不備による事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 838,464円

2 相手方の住所及び氏名

芳賀郡芳賀町大字東水沼2095番地1 柿岡芳幸

令和6年8月19日

栃木県知事 福田富一

専決処分第44号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年5月8日の県道下高根沢氷室線芳賀郡芳賀町大字東水沼地内における側溝不備による事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 608,590円

2 相手方の住所及び氏名

芳賀郡芳賀町大字東水沼2095番地1 柿岡芳幸

令和6年8月19日

栃木県知事 福田富一

専決処分第45号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和5年10月3日の宇都宮市宮園町地内における交通事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 73,356円

2 相手方の住所及び氏名

宇都宮市上戸祭町3111番地6 倉 持 陽 子

令和6年8月19日

栃木県知事 福 田 富 一

専決処分第46号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和5年8月2日の一般国道293号栃木市西方町本城地内における道路障害物による事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償額 61,457円

2 相手方の住所及び氏名

栃木市西方町金崎587番地16 中 村 浩 保

令和6年8月20日

栃木県知事 福 田 富 一